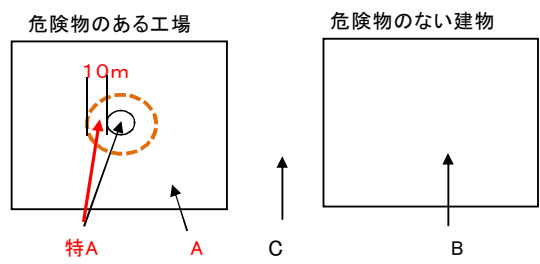


防火要件ランク ガイドライン

改定 2017/12/1
改定 2016/4/1
制定 2012/9/1

ランク	一般事項	対象となる設備・工事例	使用許可工具	その他遵守事項	工事実施の許可	火気監視時間	備考
特A	下記危険物を扱う設備(ピット含む)の新設・改造・撤去工事及び下記危険物を使用した工事、ダクトのある設備の工事 ・第1・2石油類等(低引火点) ・金属紛屑、発泡した合成樹脂 ※周辺10m以内も適用する(含む赤箱)	特Aランクに該当する主な設備 プレス: 地下ピット 車体: 接着剤使用設備 フレージングタンク 塗装: 塗装ブース、塗料調合室、塗料配管、塗料タンク、塗料倉庫、塗料カス取り槽 組立: 防錆ブース、ガンソリキャビン、燃料供給装置、給油室、接着剤供給装置 樹脂: 樹脂注入設備、塗装ブース、接着剤使用設備 機械加工: ショットブラスト 鑄造: ユーティリティ: LPGプラント内設備、危険物貯蔵設備、燃料設備・配管 その他:	・エアーツール :ドリル、カッター、ジグソー ・油圧工具 :カッター、ハンマー ・火花を発生する(恐れ含む)機械は使用不可 (電気モーター、フォーク) *どうしても上記工具で対応できない場合は防災関連協議会・工事連絡会で審議する	・静電気を発生させない処置(服装・靴等)をすること ・マッチ、ライター持込厳禁 ・衝撃による火花を出さない ・高温場所や乾燥場所に可燃物を放置しない ・電気設備等に近づけない ・Aの事項遵守	・下記養生実施 ・防災関連協議会指示実施 ・工事連絡会指示実施	・通常4H以上 ・長期連休は24H体制 ・防災関連協議会工事連絡会指示	消防車待機 工事中常時(昼休み含む) ガードマンによる火気を使わず方法を検討
A	一般取扱所等の危険物使用設備の新設・改造・撤去、その他の工事 (上記特Aを除く)	Aランクに相当する設備 プレス: 洗浄油・作動油設備、配管及び周辺工事 車体: 油圧使用設備、メルシート焼き付け機 塗装: シーリングライン、修正ライン、塗装乾燥炉、コンベアーピット、架台 組立: 燃料以外の油脂類供給装置、タイヤ加工ライン、部品棚 樹脂: 樹脂材料供給装置・経路、樹脂タンク、粉碎装置全体、粉碎した樹脂のゴミ箱 機械加工: 20台以上移動 鑄造: 20台以上移動 ユーティリティ: 特に指定せず。 その他: 床板、ピット、架台、ゴミ箱、廃棄物収集所、塗装箇所	・一般工具使用可	・工場内の燃料、可燃物持込み不可 ・喫煙等は決められた所(休憩所)ですること ・工場内への車両等の搬入は重機、荷物運搬車のみとする(但し作業終了後、直ちに工場外へ出ること)	・下記養生実施 ・防災関連協議会指示実施 ・工事連絡会指示実施	2.5H以上 ・防災関連協議会工事連絡会指示	消防車待機 工事中常時(昼休み含む) 火気を使わず方法を検討
B	危険物施設でない建物(防火対象物の建物)	Bランクに相当する設備 一般取扱い以外の工場建屋、事務所	・一般工具使用可	・Aの事項遵守	・下記養生実施 ・工事連絡会指示実施	2H	工事中常時(昼休み含む) 火気を使わず方法を検討
C	屋外(保有空地は除く)		・一般工具使用可	・Aの事項遵守		1H	

70



養生の基本原則

- ・周囲の2Sの徹底
- ・周囲の水撒きの徹底
- ・可燃物の除去
- ・可燃物のフロー
- ・可燃物を水に浸す
- ・防災シートの設置
- ・火気の飛散範囲を最小限にする。(カバー、袋)
- ・常時監視(暗くして見る、臭い、温度等)
- ・消火器、防火バケツの準備(防火道具として水・砂等)

危険範囲の取り決め

- ・消防指示の危険範囲: 7.6M
- ・溶断の実験による危険範囲: 6M
- ・(他社事例では10Mもある)

注意事項

- ・周囲の可燃物の性質を知る
 気体…臭う、引火・または爆発する
 液体…引火する
 固体…くすぶる
 おがくず使用禁止
- ・燃焼条件…①可燃物、②点火源、③酸素、④燃焼(①から順に無い方がよい)
- ・パトロール等の指摘事項の指示に従わない仕入先構内作業仕入先評価表に記入する。

等

監視
む)
による監視
ない
↑

等
監視
む)
ない
↑

監視
む)
ない
↑

温度
は、